

## 諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に係る環境影響評価方法書に対する 諏訪市長意見

### 意見内容

- 1 11 頁の工事計画の中に工事関係車両の通行ルートが記載されており、最後に「等」とあるが、記載ルート以外を通る可能性があれば、大気質等の調査が必要ではないか。
- 2 14 頁のイ伐採工事の中に伐採・抜根するとあるが、抜根をすると地盤が弱くなる可能性が高い。抜根する計画もあるのか。
- 3 140 頁、表 3-1-1 について、「水質」、「水象」、「地形・地質」、「植物」、「動物」は全て「生態系」の構成要素であるから、「生態系」の評価項目はこれら構成要素の評価項目を全て含んでいる必要がある。（具体的には、「植物」、「動物」では影響要因の区分に「工事による影響」の「運搬」、「掘削」は選定されているが、「生態系」では選定されていないのは不備である。）
- 4 142 頁 表 3-2-3 及び表 3-2-4 環境要素の区分は、「総合騒音」か？「特定騒音」か？
- 5 142 頁 表 3-2-4 騒音・振動の発生の選定項目の分類・根拠等に「パワーコンディショナーの稼働に伴い～（略）～」とあるが、草刈り作業で機械を使用する場合の機械音の影響も考えられる。
- 6 143 頁 表 3-2-5 及び表 3-2-6 環境要素の区分は、「特定振動」か？「総合振動」か？
- 7 143 頁 表 3-2-6 騒音・振動の発生の選定項目の分類、根拠等に「パワーコンディショナーの稼働に伴い～（略）～」とあるが、調整池からの多量排水が発生する場合、排水による振動が発生することが予想される。
- 8 146 頁 表 3-2-11 及び表 3-2-12 環境要素の区分に地下水質が含まれていないが、土地造成によって地表の状況が変化したり、樹木の伐採や緑化に伴って土地を覆う植物の状況が変化すると、地下に染みていく水質が変わることも考えられる。地下水質も環境要素に加えるべきではないか。
- 9 150 頁 表 3-2-21 土地の造成（切土・盛土）の環境要素の区分「植物（土壌）」について、土が変わることで生育できなくなる植物や反対に新たに生育する植物がある可能性が大きいため、土壌についても標準項目または重点化項目にすべきではないか。
- 10 153 頁 表 3-2-24 騒音・振動の発生について、パワーコンディショナーや敷地内での作業により発生する騒音や振動は全くないとは言えないため、調査すべきである。
- 11 154 頁 表 3-2-6 騒音・振動の発生について、パワーコンディショナーや敷地内での作業により発生する騒音や振動は全くないとは言えないため、調査すべきである。
- 12 155 頁 表 3-2-27 土地の造成（切土・盛土）や樹木の伐採により木々の緑が多かった景観が、土が露出した景観へと変化することが予想されるため、標準項目とすべきではないか。

- 13 156 頁 触れ合い活動の場は非選定項目となっているが、近隣には国定公園が存在しており事業地周辺を散策することも想定される。調査対象とすべきではないか。
- 14 160 頁 表 3-2-38 工作物の存在について、パワーコンディショナーの稼働によりラジオが聞こえなくなったという事例があるため、電波障害についても環境要素に加えるべきである。
- 15 164 頁 大気質の評価は、事業地周辺は通常の交通量が少ない地域であることを考慮した評価をしていただきたい。
- 16 167 頁 騒音の評価は、事業地周辺は通常の騒音が環境基準を大きく下回っている地域であることを考慮した評価をしていただきたい。
- 17 169 頁 振動の評価は、事業地周辺は通常の振動が環境基準を大きく下回っている地域であることを考慮した評価をしていただきたい。
- 18 170 頁 低周波音の測定について、十分ご承知されていると思うが、風向や風速が頻繁に変化する地域であるため、風の影響を受けないように留意した調査をお願いしたい。
- 19 173 頁 表 3-3-20 降雨時の調査時期について、通常降雨時に加えて豪雨時にも調査をすべきである。
- 20 173 頁 表 3-3-20 土質の状況の調査時期について、「土質の状況を把握できる時期」とあるが、どのような時期を把握できる時期として想定しているのか曖昧である。
- 21 177 頁 表 3-3-5 地下水位にある湿原は事業地内にある湿原を指すと思われるが、近隣の天然記念物である踊場湿原のアシクラ池の水位にも影響が及ぶ可能性があると思われる。立ち入りは制限されているため、調査方法を検討の上、調査をしていただきたい。
- 22 計画地は、地層に係る文献から輝石安山岩溶岩（鉄平石）で構成され、帯水層であることから地下水の涵養量が大きいと言われています。したがって、既存水道水源を含む周辺の影響調査が必要。
- 23 水質、水象の調査項目については、周辺の既存水道水源及び湧水との因果関係と水系が判るような調査項目が必要。
- 24 周辺には水道水源等が多く、地下水の流れや地下水収支に変化が生じた場合には、住民のライフラインに大きな影響を与えてしまう。また、計画地内の湿原は、全て環境省の「特定植物群落」に指定されており、諏訪地域だけでなく全国的に貴重なものとして認識、評価されているが、湿原の存続、遷移の方向性には、表流水の動向だけでなく、地下水流動経路、循環経路、水収支が大きな影響を与えると想定される。しかし、計画地周辺の地下水流動経路、循環経路等は明らかになっていないため、「水象」の「地下水」の項目は、「工事による影響」、「存在・共用による影響」とともに簡略化項目ではなく、標準化項目または重点化項目にして、広域と狭域の2つの視点で地下水流動経路、循環経路を明らかにするとともに、事業による新たな水収支（伐採等による蒸発散の変化、直接流下と土壌浸透の変化、保水力の変化、調整池新設や流路変更による影響等）を解明、評価する必要がある。これらは防災の観点からも必須であると想定され、それらの知見を地元還元すれば、地元貢献にもなり得る。

25 水象調査について

- ・事業予定地の北側には、諏訪市の水源が多数存在する。尾根があるため、表流水が流れることは考えづらいが、標高が事業地とほぼ同じであるため、地下水の経路があった場合に影響が心配される。また、南西側には、豊富な湧水がでている寺院が存在する。特に地蔵寺の庭園は諏訪市の天然記念物に指定されており、水量の減少があった場合には文化財への影響が心配される。阿弥陀寺でも「長名水」と呼ばれる湧水が出ており、参拝者の喉を潤し、持ち帰る者もいる。さらに、南沢水源も市民の貴重な水源地としての役割を果たしていることから、水量の変化等の影響があると市民生活に影響する他、全国的にも有名な酒造会社も湧水を利用して仕込みをしており、水量の変化があると産業にも影響を与える可能性がある。
- ・上記を踏まえ、これらの水源地と湧水の調査を実施して事業地との関係性を明らかにし、影響の有無について十分な調査をお願いしたい。

26 179 頁 表 3-3-26 及び表 3-3-27 の予測地域・地点に「影響が及ぶ範囲」とあるが、具体的にどの程度まで影響が及ぶと想定をしているのか示していただきたい。

27 計画地内の湿原は、全て環境省の「特定植物群落」に指定されており、諏訪地域だけでなく全国的に貴重なものとして認識、評価されているが、湿原の存続、遷移の方向性には表流水の動向だけでなく、地下水流動経路、循環経路、水収支が大きな影響を与える。また、計画地内に生育が確認されている注目すべき植物は、水と関係する種が多い事を踏まえ、「水象」の「地下水」の項目は、「工事による影響」、「存在・共用による影響」ともに簡略化項目ではなく、標準化項目または重点化項目にすることが必要であり、「水象」で得られた結果を、「植物」、「生態系」の評価に十分に連携、反映することが必要。

28 186 頁 表 3-3-37 植物相調査の調査時期について、長野県環境影響評価技術指針マニュアル(平成 28 年 1 月 長野県環境部)に、「特に早春から初夏にかけては、必ず調査を実施する。」とある。方法書では初夏が抜けており、初夏に出現する植物は少なくないため、初夏にも調査を実施すべきである。

29 189 頁 3-1-0 動物の調査について、注目すべき種とは、現時点でどのような動物を注目すべきと考えているか、具体的に示していただきたい。(天然記念物に指定されている種も過去に確認されている。)

30 193 頁 3-1-2 景観の調査について、現地調査地点を表 3-3-49 に示していただいているが、周囲には事業地よりも標高が高い山が存在しており、事業面積が広大なため、遠方からも事業地が確認できることが予想できる。事業地内から見える所は、逆に考えるとその場所から事業地が見えるということになるため、もう少し広い範囲を視野に入れ、調査地点の数を増やすなど再考をお願いしたい。

31 193 頁 3-1-0 景観の調査について、多くの観光客が訪れる霧ヶ峰高原において、霧鐘塔からの眺望も考慮していただきたい。

- 32 200 頁 表 3-3-57 影響要因の区分に樹木の伐採とあるが、その他、工事車両の通行や機械の稼働による温室効果ガスの排出が考えられるため、その影響についても調査をしていただきたい。
- 33 本環境影響評価とは別に、文化財に関する法令等により、適切な調査等および保護措置を実施すること。
- 34 105～109 頁 ②注目すべき種
- ・法令等指定種の有無について、既往文献及び予備調査によって存在が確認されているものの保護措置を関係課所と協議等のうえ、実施すること。また、今後の調査においてその存在の有無を確認し、新たに確認された場合にはその保護措置も関係課所と協議のうえ実施すること。事業着手以降においても新たに確認された場合には、その都度、保護措置を関係課所と協議のうえ実施すること。
  - ・法令等指定種については関係課所と協議等のうえ適切な保護措置を講じること。
- 35 189～192 頁 動物の調査
- ・上記のとおり、適切な調査を実施し、存在が確認された場合にはその保護措置を関係課所と協議のうえ実施すること。
- 36 127・128 頁 埋蔵文化財
- ・埋蔵文化財の保護については、文化財保護法により適切に実施すること。以下に記述する以外にも、工事内容により対応等が個々異なるため、詳細は文化財保護部局と協議等を実施すること。
  - ・周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されている土地での土木工事等の実施にあたっては、長野県教育委員会への届出（諏訪市教育委員会経由）が必要である。また、その保護措置を文化財保護部局と協議のうえ実施すること。
  - ・事業実施予定地内には、遺構等分布確認調査を実施していない土地があるが、周辺地域での調査成果や地形等の特徴から遺構等の分布している可能性がある。また、周知の埋蔵文化財包蔵地についてもその性格上、範囲が不明確である。そのため、土木工事等により遺構等に影響を及ぼす可能性がある土地については文化財保護部局と保護協議を実施し、必要に応じて試掘調査等を行う必要がある。
  - ・土木工事等によって遺構等に影響があるか否かの判断は、文化財保護部局が行うものであり、事業者の判断ではない。埋蔵文化財に対しての工事内容の大小・甚大か軽微かの判断も同様である。
  - ・埋蔵文化財の現地調査は諏訪市教育委員会が実施するものであるが、費用等の負担については、その原因により事業者または諏訪市教育委員会となる。詳細については文化財保護部局と協議すること。
  - ・埋蔵文化財の分布調査、試掘・確認調査、記録保存調査には、費用および期間がかかる。事業計画中に適切に反映し、確実に実施すること。

- ・埋蔵文化財に影響の無い計画（その判断は文化財保護部局が行う）にすることで、その保護が図れる。また、調査の費用および期間が圧縮されることにもつながる。可能な限り配慮していただきたい。

37 197～199 文化財の調査

- ・上述のとおり、適切な協議・調査等を実施し、保護措置を実施すること。
- ・調査頻度「1回」について、土木工事实施地の遺構等確認のための「試掘・確認調査」と、その結果によって「記録保存調査」を実施する可能性がある。同位置での発掘は最大「2回」の可能性はある。

38 226 ページ 調査範囲内で記録されている種（植物）24/35 キク科のネコヤマヒゴタイについて、霧ヶ峰で生育するのはキリガミネトウヒレンという別種である可能性があるという調査がある（現段階では未発表）。霧ヶ峰でも、限られた場所のみで生育が確認されていることから、確認された場合には保護していただきたい。